

弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設(以下「施設」という。)の管理を行わせる指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の手續)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、施設の設置目的等に沿った適正な管理を図るために必要と認められるとき、その他市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則等で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長等に提出しなければならない。

3 市長等は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長等は、指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第3条 指定管理者は、関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、施設を適正に管理しなければならない。

2 指定管理者は、施設の管理に伴い保有した個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者又はその管理する施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人

に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(弥富市総合福祉センター条例の一部改正)

2 弥富市総合福祉センター条例(平成10年弥富町条例第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(弥富市いこいの里条例の一部改正)

3 弥富市いこいの里条例(平成14年弥富町条例第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正)

4 弥富市十四山総合福祉センター条例(平成18年弥富町条例第40号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略